

第二次郡上市行政改革大綱



平成25年度～平成30年度

郡 上 市

<目 次>

第1章 計画策定の趣旨

I はじめに	1
II これまでの改革の取り組み	2
III 改革の必要性	3
1. 地方交付税の合併算定替終了への対応	
2. 町村合併後の課題への対応	
3. 社会情勢の変化への対応	
4. 市民と市の負担の適正化	
5. 公共の担い手づくりの必要性	
6. 地方分権改革への取り組み	

第2章 計画の基本的事項

I 改革の体系と計画期間	5
1. 第二次行政改革大綱の体系	
2. 第二次行政改革大綱の計画期間	
II 改革の基本姿勢	7
1. 計画的に改革を進めます	
2. サービスの質的向上を図ります	
3. 市民とともに改革を進めます	
4. 活力につながる改革を進めます	
5. 改革を着実に実行します	

第3章 計画の基本方針と推進体制

I 改革の4つの基本方針と12の重点項目	
1. 財源減少に対応する行財政体制の確立	8
2. 地方分権改革の時代に見合った行政運営	11
3. 市民協働による自治力の向上	13
4. 地域経済の活性化につながる「創る改革」の推進	14
II 改革の推進のために	15
1. アクションプランの策定	
2. 取り組み状況の公表	
3. 関連する計画との整合性	
4. 推進体制	

用語解説	16
------	----

参考資料	21
------	----

第1章 計画策定の趣旨

I はじめに

世界的な経済不況の影響によりわが国の経済は低迷状態にあり、さらに国際競争の激化に伴い家電産業等をはじめとした雇用情勢が悪化し、地域経済に影響を及ぼしています。

国政においては新政権が金融緩和、財政出動、成長戦略を基本とする緊急経済政策に着手し、円安と株価の回復の兆しが見受けられます。地方においては、防災対策などの公共事業の拡大による地域経済の活性化と雇用の拡大が期待されるところです。

一方、わが国全体が人口減少社会に入り、特に生産年齢人口が減少することにより担税力や消費が減少し、産業や地域社会における担い手不足も懸念されています。また、高齢化の進行に伴い社会保障関係費用の一層の増加が見込まれることから、国、県、市町村ともに厳しい財政状況が続くものと推測されます。

こうした中で地方自治体は、人口の減少や財政規模の縮小など本格的な「右肩下がり時代」を迎え、全体として「拡大から縮小へ」と向わざるを得ない状況にあります。

したがって「あれもこれも」から「あれかこれか」の政策選択を行い、効果的、効率的な施策展開を行うことがより一層重要になってきます。

さらに、地方分権改革により国と地方公共団体が分担すべき役割の見直しが進み、地方自治体には自らの判断と責任において行政運営を行うことが求められています。

本市では平成16年の町村合併以降、行政改革集中改革プラン（H17～H21）、及び第一次行政改革大綱（H21～H25）に基づき、組織機構の見直しや定員管理の適正化、市債残高の削減等に取り組んできました。

しかしながら今後、地方交付税の合併算定替による特例措置の段階的縮減により平成26年度から普通交付税額が漸減し、特例措置が終了する平成31年度には現在より約35億円の減少となる見通しであり、大幅な財源不足が懸念されます。

今後は財政規模の縮小と組織機構の再編を行いながら、公共サービスの質を向上する行財政体制づくりを進めるとともに、住民の自治力を高め、多様な人々が公共を支え合い活力のある地域社会づくりをめざしていく必要があります。

よって、第一次行政改革大綱の計画期間を1年繰り上げ、市民の皆さんとともに改革を進めていくための指針として、新たに平成25年度を初年度とする「第二次行政改革大綱」を策定します。

II これまでの改革の取り組み

行政改革集中改革プラン、第一次行政改革大綱に基づく主な改革の取り組みの成果は次のとおりです。

○市民サービスの向上

FAQ（よくある質問と回答）のホームページ掲載（H21）
市税等のコンビニ収納システムの導入（H22）

○市民協働の推進

市民協働指針の策定（H21）、市民協働センターの設置（H24）
行政パートナー事業の実施（H22）

○組織機構の見直し

総合支所方式から本庁支所方式に移行、八幡振興事務所の廃止（H21）
地域振興事務所（H16）5課→振興事務所（H23）1課体制

○定員管理の適正化

定員適正化計画（H17策定、H20改訂）に基づく職員数の適正化と人件費の抑制
全職員数 1,099人（H16.4.1現在）→936人（H24.4.1現在）△163人
普通会計職員数 741人（H16.4.1現在）→567人（H24.4.1現在）△174人
普通会計人件費（H16決算）54.9億円→45.0億円（H23決算）△9.9億円

○歳出削減及び歳入確保

各種補助金の整理合理化（H17～H23）△3.1億円
公売による財産処分、土地開発公社による土地の売り払い（H17～H23）2.5億円

○公債費負担の適正化

公債費負担適正化計画（H19策定、H23更新）に基づく市債発行額の抑制
普通会計市債借入額（臨時財政対策債含む）
64.3億円（H16決算）→42.3億円（H23決算）△22.0億円
普通会計市債残高（臨時財政対策債含む）
543.3億円（ピーク時：H17決算）→451.8億円（H23決算）△91.5億円

○公の施設等の見直し

指定管理者制度の導入に関する指針（H17）、指定管理者制度の運用に関する指針（H23）、
公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入（H18）、62施設に適用（H24現在）
地区集会施設の自治会等への払い下げ（H24.4.1現在 110施設中 37施設実施）

○行政運営手法の見直し

行政評価制度の導入（H19）、電子入札システムの導入（H19）、
職員提案制度の導入（H20）、目標管理制度の導入（H21）、
職場イチカイゼン運動の実施（H23～）

Ⅲ 改革の必要性

これまでの改革の成果を踏まえ、引き続き本市が行政改革に取り組む主な理由は次のとおりです。

1. 地方交付税の合併算定替終了への対応

地方交付税の合併算定替による特例措置の終了に伴い、平成31年度には普通交付税が現在より約35億円減少する見込みです。これは平成23年度決算における普通交付税額（126.6億円）の約4分の1に相当する大きな金額です。人口の減少も考慮するとさらに交付税額が減少することが見込まれることから、財政規模を大幅に縮小していくことが最も重要な課題となっています。

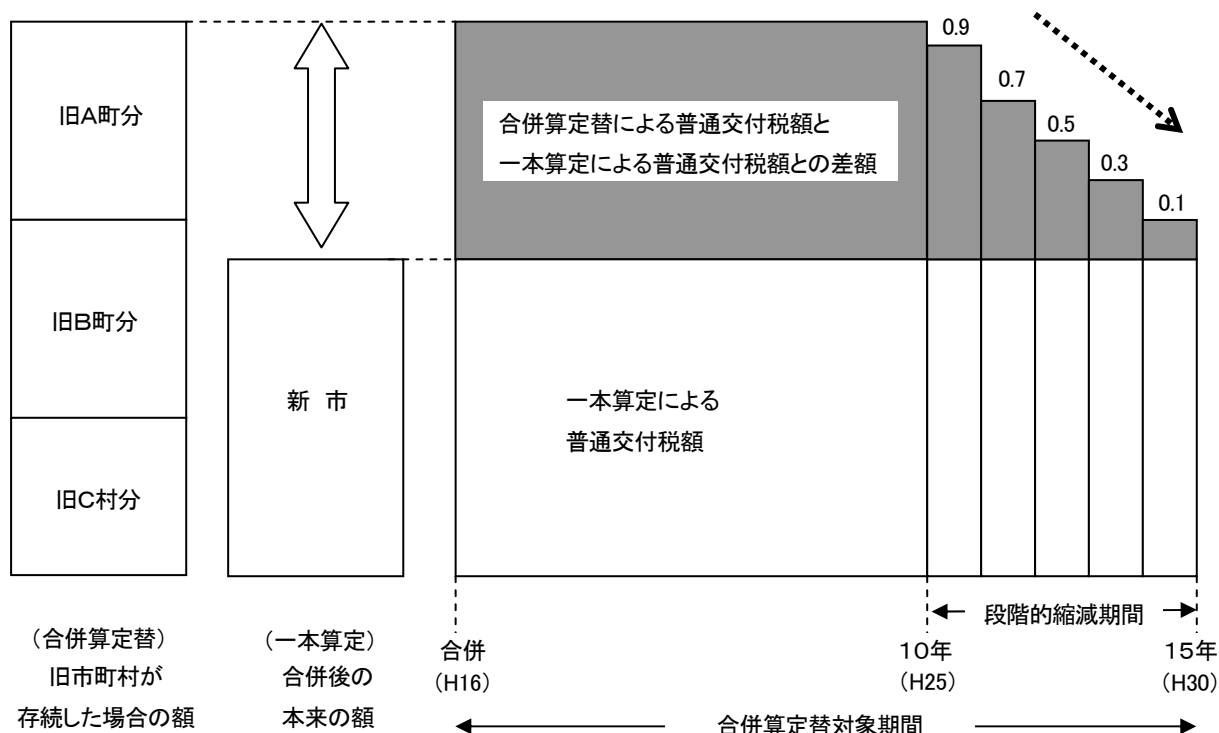
したがって、職員数の削減や事務事業の見直しなどにより行政のスリム化を図るとともに、少ない職員数で効果的で効率的な行政運営を行うため、組織機構の見直しを進めなければなりません。また、財政運営の健全化を図るため、税収の増加策など歳入の確保対策を進めることが必要です。

(参考) 地方交付税の合併算定替について

地方交付税とは、地方自治体の財源の不均衡を調整し一定の行政水準を維持する目的で、法定された5つの国税の一部を地方自治体へ配分するもので、一般的な行政運営経費の財源不足分として交付される普通交付税と、臨時的な行政需要に対応するために交付される特別交付税があります。

市町村合併が行われると、スケールメリットにより経費の節減が可能と考えられることから、一般的には合併後の市町村の条件にあてはめて算定した普通交付税の額（一本算定）は減少します。しかし経費の節減は合併後直ちにできるものばかりではないことから、一定期間において合併前の旧市町村が存続した条件での算定方法（合併算定替）を特例的に継続することにより、合併による普通交付税算定上の不利益を緩和する措置がとられます。

本市においては合併後11年目にあたる平成26年度から段階的縮減期間に入り、合併後15年目にあたる平成30年度をもって合併算定替による特例措置が終了します。



2. 町村合併後の課題への対応

平成16年3月の町村合併以降、スケールメリットを生かした行政運営の効率化等を図ってきましたが、自治体の財政の健全化を表す指標の一つである実質公債費比率、及び将来負担比率がともに県下ワースト1位であることなど、健全な行財政の基盤づくりは十分な水準に到達していません。本市は自主財源が乏しく財政力が弱い状況でありながら、美濃加茂市や瑞穂市など人口が同規模の県内の自治体と比べて財政規模が約1.8倍と非常に大きく、歳入の身の丈に合った規模へ移行していく必要があります。

また、職員数（H23年度普通会計577人）は、全国の類似団体の平均（同500人）に比べて多いことから、さらに職員数の削減を進めることが求められます。

公の施設は一定の見直しを進めているものの約700施設と非常に多く、廃止や統合などの見直しを進める必要があります。

3. 社会情勢の変化への対応

高齢化の進行に伴い、介護や医療等の社会保障関係費用の支出拡大、交通手段の確保や防災対策など安全安心対策の充実が課題となっています。そのほか、再生可能エネルギーの活用、情報通信環境の整備充実、少子化対策など社会情勢の変化がもたらす諸課題に柔軟に対応しうる行政の仕組みづくりや、人材の育成確保等が求められます。

4. 市民と市の負担の適正化

財政規模の縮小や人口の減少が進み、市民ニーズが多様化する中で公共サービスを維持していくためには、市民と市の負担のあり方を見直し、今後の社会情勢を見据えながら適正化を図っていく必要があります。

市民、地域、行政の役割分担の適正化を進めるためには、「自助、共助、公助」が適切に機能する仕組みづくりが求められます。

5. 公共の担い手づくりの必要性

職員数の削減により行政の守備範囲が縮小する中で、民間も含めて最も適切な担い手が公共サービスを適切な対価を得て安定的に供給することで、より質の高いサービスが保証されるようになります。よって、市民等が行政に参画する機会の拡充、公益活動を担う個人や団体の育成支援が必要です。

近年、主体的に公益活動に取り組もうとする住民意識の高まりが見受けられ、地域づくり団体やNPO法人等の活動が活発化しています。これらの活動を支援しコーディネートするとともに市民協働を推進し、住民自治力の向上を目指す方策が求められています。

また、特色ある地域づくりをより推進するために、振興事務所の機能の見直しや地域活動を高める組織体制の整備が求められます。

6. 地方分権改革への取り組み

地方分権一括法の制定（平成13年）や地域主権戦略大綱（平成22年）など一連の地方分権改革が実施され、国と地方との関係は大きく変化してきました。

平成23年度には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次、第2次一括法）」が成立し、自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が進みつつあります。

このことは、住民に身近な行政はできる限り自治体に委ねることを基本とし、自治体の自主性と自立性を強化しようとするものです。よって、自治体には自らの判断と責任で行政を運営する能力の向上と体制づくりが求められています。

第2章 計画の基本的事項

I 改革の体系と計画期間

1. 第二次行政改革大綱の体系

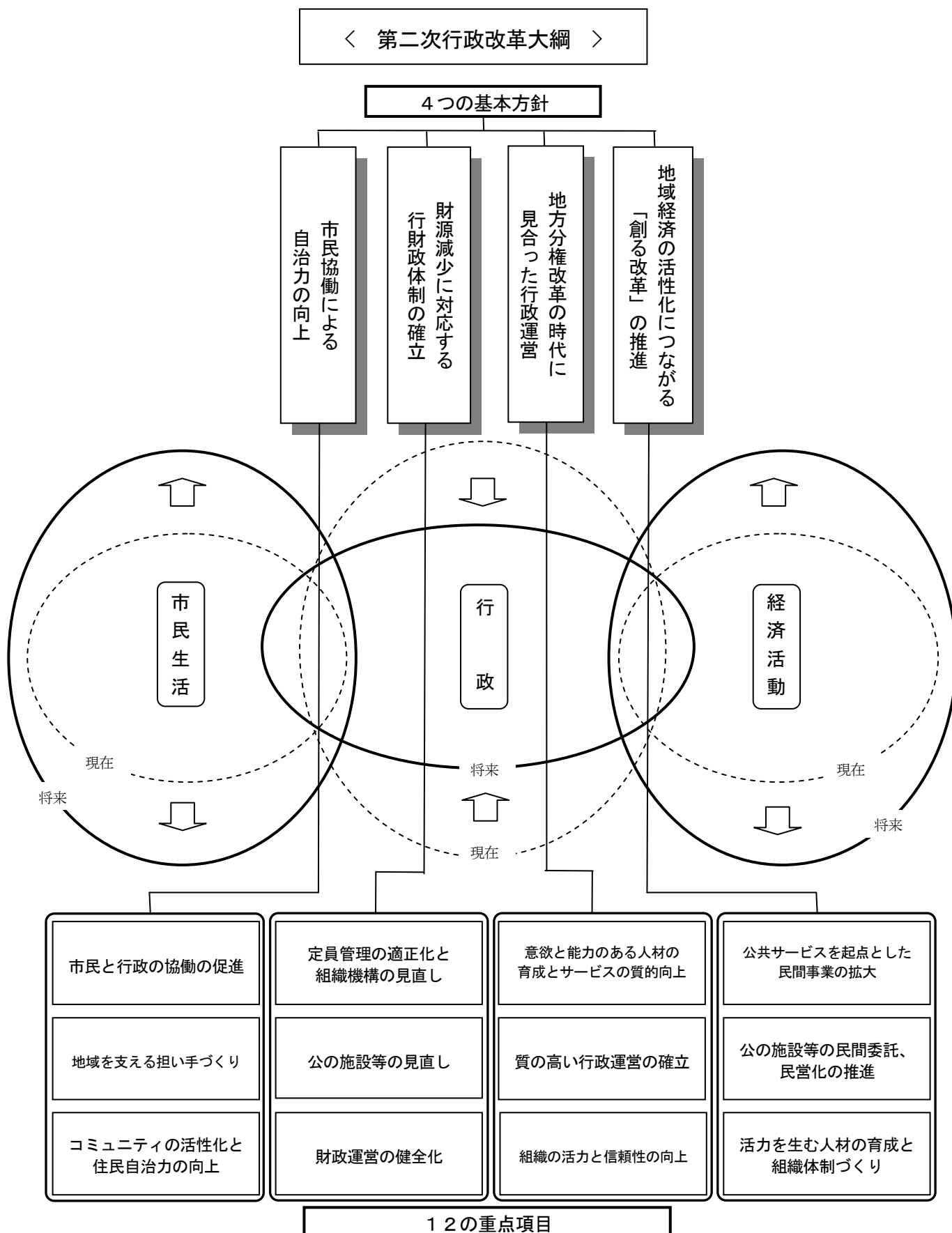
第二次行政改革大綱は、行財政改革の基本方針として「財源減少に対応する行財政体制の確立」と「地方分権改革の時代に見合った行政運営」を進めるとともに、「市民協働による自治力の向上」と「地域経済の活性化につながる“創る改革”の推進」に取り組むことにより、地域の活力の向上をめざします。

この4つの基本方針に基づき12の重点項目を定め、体系化しました。

2. 第二次行政改革大綱の計画期間

第二次行政改革大綱は、平成25年度から平成30年度までの6年間の計画期間とします。

第二次行政改革大綱の体系図



II 改革の基本姿勢

第二次行政改革大綱を推進するうえで、特に次の事項に留意して改革に取り組みます。

1. 計画的に改革を進めます

市民の負担が急激に増加することがないように配慮をするとともに、市民生活に特に影響がある事項については、十分な周知期間をもって説明を行います。これらを含めて大綱の目標年次に想定財政規模に見合った行財政体制に移行できるよう計画的に改革を進めます。

2. サービスの質的向上を図ります

職員数の削減や事務事業の見直し等を実施するため、サービスを量的に拡大していくことは困難ですが、手続きの簡素化や職員の対応能力の向上、ICTの活用等によりサービスの質的向上を図り、市民の満足度を高めていきます。

3. 市民とともに改革を進めます

行政改革は市民生活に直結する課題を含むものであり、また、行政への市民の参画を推進する必要があることから、できる限り市民の皆さんと情報を共有化し、市民、行政が一体となり市全体として改革を進めます。

4. 活力につながる改革を進めます

財政規模の縮小や受益者負担の拡大が負の連鎖をもたらし、地域の活力の低下につながるよう配慮する必要があります。そのため、地域経済や市民活動の活力を向上させる観点をもって改革を進めます。

5. 改革を着実に実行します

第二次行政改革大綱及びアクションプランに掲げた事項の進捗管理を適切に実施し、改革を着実に実行します。また、進捗状況について市民の皆さんに公表します。

第3章 計画の基本方針と推進体制

I 改革の4つの基本方針と12の重点項目

1. 財源減少に対応する行財政体制の確立

地方交付税の減少に伴い財政規模を大幅に縮小する必要があるため、それに対応する行財政体制の整備を進めます。

(1) 定員管理の適正化と組織機構の見直し

義務的経費の負担軽減の観点から、組織の弱体化を招かないように配慮しながら職員定数の削減等による人件費の抑制と職員の適正配置を行います。

職員定数については全国の類似団体規模の職員数を目標とした削減を進めるとともに、計画的な職員採用を行うことで均衡のとれた職員構成をめざします。さらに、若年職員の採用、現地機関等における臨時職員の雇用、民間委託、民営化の推進により人件費を抑制します。

また、新たな要素として加わる予定の雇用と年金を接続するための再任用制度については、市の実態に即した適正な制度設計を行います。

広大な市域を有する特殊性を考慮し、地域振興の拠点となる振興事務所を維持します。

一方、社会情勢の変化やニーズの多様化に的確に対応するため、簡素で効率的な組織機構を整備します。

【主な取り組み項目】

- (1)-1 定員適正化計画（第2次改訂）に基づく職員定数の削減
- (1)-2 臨時職員の活用、民間委託、民営化の推進による人件費の抑制
- (1)-3 早期勧奨退職の促進と若年、民間経験職員の採用による年齢構成の平準化
- (1)-4 振興事務所を含めた組織機構の再編と職員の適正配置

(2) 公の施設等の見直し

① 公の施設等の見直し

公の施設等の管理運営費の負担軽減のため、廃止や統合などの見直しを進めます。見直しにあたっては、施設の設置目的や設置の経緯、利用状況等を踏まえ、引き続き市が維持をしていく必要性が高い施設か、施設を統合して配置を見直すことができないか、管理運営に要する公費の支出を節減することができないかなどの観点から施設ごとに評価を行い、今後の見直しの方向を定めます。

【主な取り組み項目】

- (2)-1 利用状況、収支等の観点から個別施設の評価と見直しの実施
- (2)-2 同種の施設の統合等の実施による施設数の削減
- (2)-3 小中学校の学区の見直し

②公の施設等の効率的管理運用

施設の大規模改修工事の実施が短期間に集中することにより、過度の財政負担となることが懸念されるため、施設の長寿命化対策を行い、財政負担の平準化を図ります。

また、施設の用途の変更などにより既存施設の新たな利活用を図るとともに、施設の利用率の向上対策を進めます。

【主な取り組み項目】

- (2)-4 施設の長寿命化対策の実施
- (2)-5 用途変更等による既存施設の有効活用
- (2)-6 社会教育施設等への指定管理者制度導入の拡大
- (2)-7 必要性が低下した施設や生産加工施設等の民間への譲渡、貸付の促進
- (2)-8 開館期間や利用時間帯の見直し等による管理運営費の節減
- (2)-9 施設のPRの強化や利用団体等との連携による利用率の向上

(3)財政運営の健全化

①歳出の削減

財政の健全性を保つため、財政規律を確保し中期見通しに基づき計画的、効果的な財政運営を行います。

普通交付税の減額を見据え、将来負担をできる限り少なくするため市債発行額の抑制を行うとともに、事務事業の廃止や縮小、経常的経費の徹底した削減、繰出金の削減、公債費負担の軽減、補助金や交付金等の見直しを計画的に行い、歳出を削減します。

補助金等の見直しにあたっては、公益上の必要性、効果、使途の適切性、交付単価の妥当性等の視点により検証を行うとともに、団体運営補助から事業費補助へ補助形態を移行するなど、効果的な執行に努めます。

【主な取り組み項目】

- (3)-1 事業の終期の明確化、重複や類似事業の整理による事務事業の見直し
- (3)-2 経常的経費等の歳出の削減
- (3)-3 他会計への繰出金の削減
- (3)-4 市債元利償還金の繰上げ償還による残高の削減
- (3)-5 公債費負担適正化計画に基づく市債発行額の抑制
- (3)-6 「郡上市における公共工事コスト削減行動計画」に基づく投資的事業費の抑制
- (3)-7 補助金、交付金、負担金の見直し

②公営企業等の経営健全化

公営企業等の経営の合理化、効率化の推進による支出の抑制と積極的な収入の確保により、将来に亘る経営基盤の安定化に努めます。また、民間委託、民営化や業務の実施方法の変更などによりサービスの向上や経費の削減等が図られる業務については、積極的に見直しを進めます。

【主な取り組み項目】

(病院等)

(3)-8 「公立病院改革プラン」及び「地域医療を守り育てる郡上市ビジョン」に基づく経営の効率化等の推進

(3)-9 病々連携、病診連携の推進

※病々連携・・・病院間で連携を図り良質な医療を提供すること。

※病診連携・・・病院と診療所が連携を図り良質な医療を提供すること。

(水道、下水道)

(3)-10 下水道料金の統一による適正な料金水準の確保（～H26）

(3)-11 下水道の加入促進による接続率の向上

(3)-12 水道施設の統合推進等による経営の効率化

③歳入確保対策

地域産業の振興や企業誘致等により市税の増収策を進めるとともに、市税等の収納対策に積極的に取り組み収納率の向上を図ります。負担の公平性の確保と受益者負担の適正化の観点から使用料、手数料及び減免規定の見直しを行います。

また、処分が可能な市有財産の売却等を進め、収入の確保に努めます。

【主な取り組み項目】

(3)-13 市税等の収入及び収納率の向上

(3)-14 使用料及び手数料、減免規定の見直し

(3)-15 債権管理の強化（税、税外収入）

(3)-16 可処分財産の貸付、売却の推進

(3)-17 その他収入の確保（広告収入、寄付金等）

2. 地方分権改革の時代に見合った行政運

営

地方分権改革により地方自治体の権限と責任が拡大するなかで、(仮称)住民自治基本条例の制定により自治の仕組みのルール化を進めるとともに、限られた財源や人員等を活用して、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう自治体のマネジメントシステムを強化します。

また、職員の意識改革と資質の向上を図り組織の活力を高めることなどにより、サービスの質の向上をめざします。

(4)意欲と能力のある人材の育成とサービスの質的向上

①職員の資質向上

職員人材育成基本方針に基づき職員の資質を高めるため、自主性の尊重とモチベーションの向上を主眼に置き、効果的な研修プログラムを開発し、年次ごとの研修計画に位置づけて実施します。人材育成の観点から、異なる分野をバランスよく経験させる育成型ジョブローテーションと、職務経験を活かした総合職、専任職、専門職のコースを選定してキャリア(職務経験)形成できる複線型人事制度を導入します。

業務の効率化や事業の成果向上など職員の自発的な意思にもとづく業務改善の取り組みを奨励し、職員の意識改革と組織風土改革の機運を高めます。さらに職員の地域活動への参加を促進します。

【主な取り組み項目】

- (4)-1 キャリアデザイン研修等の新たな研修プログラムの開発、実施
- (4)-2 人事交流、実務研修等の派遣研修の拡充
- (4)-3 職員が主体的に業務改善に取り組む「職場イチャイゼン運動」の全庁的な推進
- (4)-4 職員のメンタルヘルス対策の充実

②行政サービスの質的向上

職員が市民の声をよく聴き丁寧かつ迅速に対応することや、各種の行政手続きの簡素化、効率化等に取り組むことで、行政サービスの質的向上を図ります。

【主な取り組み項目】

- (4)-5 職場研修(OJT)等の充実による職員の応対能力の向上
- (4)-6 手続きの簡素化や総合化などの窓口サービスの向上
- (4)-7 インターネットの活用などによるサービスの利便性の向上

(5) 質の高い行政運営の確立

① 事務事業等の見直し

行政評価（施策点検、事務事業点検）により事務事業の再編、整理を進め、行政が担うべき役割の重点化を図ります。また、行政評価の結果を予算編成に連動させる仕組みを充実します。

【主な取り組み項目】

- (5)-1 施策点検の実施による総合計画の進捗管理の実施
- (5)-2 事務事業点検による事業の改善、廃止等の見直しの実施
- (5)-3 評価が計画と予算に連動するPDCAサイクルの確立

② 予算編成手法の見直し

戦略的な予算編成を行うために、重点的に取り組むべき施策に財源を配分することができるメリハリの利いた予算編成の仕組みを検討します。

【主な取り組み項目】

- (5)-4 枠配分方式等による新たな予算編成手法の検討

(6) 組織の活力と信頼性の向上

① 戦略的な組織づくり

振興事務所を分権型の地域振興の拠点として位置づけ、自治会、公民館、ボランティア、職員OBなど様々な組織と人材が行政の業務を支える仕組みづくりを進めます。

振興事務所と本庁、及び部局間の業務分担を見直すとともに、振興事務所の機能の個別化を検討し、見直しを行います。

【主な取り組み項目】

- (6)-1 職員定数や地域振興の取り組みを見据えた本庁と振興事務所の業務分担の見直し
- (6)-2 市長部局と教育委員会部局の業務分担の見直し、及び連携の強化
- (6)-3 国の制度の動向等を踏まえた現地機関の見直し

② 行政の透明性、信頼性の向上

行政の透明性、信頼性の向上のため、コンプライアンス（法令順守）の徹底を図ります。

【主な取り組み項目】

- (6)-4 行政内部のチェック体制の機能強化
- (6)-5 個人情報保護の徹底とセキュリティ対策の推進
- (6)-6 政策形成や意思決定の過程への市民参画の推進

3. 市民協働による自治力の向上

公共の課題の解決に向けて市民が主体的に参画し行動できるように環境づくりを進めるとともに、市民協働を促進し、多様な担い手が関わる地域づくりを支援します。

(7) 市民と行政の協働の促進

① 行政情報の積極的提供と共有化

市政について職員が市民に直接説明する機会を拡大するなど多様な手段により、行政情報を市民にわかりやすく提供するとともに、公聴の機会を拡充し、情報の共有化を進めます。また、市民協働の必要性について広く周知を行い、協働事業の具体化を図ります。

【主な取り組み項目】

- (7)-1 効果の高い戦略的な広報や情報伝達の実施
- (7)-2 ソーシャルネットワーク（ブログ、ツイッター等）を利用した情報の発信
- (7)-3 市長とのふれあい懇談会や、モニター制度、市民アンケートなど多様な手段による公聴機会の充実

② 市政への市民参画機会の充実

市政への市民参画の機会の拡大を図ります。特に若者の市政への参画を促すとともに、男女共同参画を推進する観点から、各種委員会や審議会への女性委員の登用を積極的に進めます。

市民協働を推進するため、市民と行政を対等な立場で調整する市民協働センターの機能の充実を図ります。

【主な取り組み項目】

- (7)-4 行政パートナー事業の拡充による行政サービスへの市民参画の推進
- (7)-5 市民協働センターの活動の支援
- (7)-6 市民公募枠の拡大等による多様な人材の市政参画の推進
- (7)-7 各種審議会等における女性委員の登用率の向上

(8) 地域を支える担い手づくり

公共や公益活動を担う団体や人材を育成し、活動を支援します。男女共同参画の観点から、女性の地域づくり活動への参加を促進します。

【主な取り組み項目】

- (8)-1 地域を支える人材の登録の仕組みづくりと運用
- (8)-2 公益活動を行う市民団体や民間事業所、NPO法人等の活動支援
- (8)-3 公益活動を行う団体間の協働やネットワークづくりの支援

(9)コミュニティの活性化と住民自治力の向上

安全安心の確保など、自治会や公民館等の連携による地域の支え合いの仕組みづくりを支援し、コミュニティ機能の充実と活性化を図ります。

住民自治を推進するため、(仮称)住民自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めます。

【主な取り組み項目】

- (9)-1 地域審議会の廃止後、自治会や公民館等と行政が協働して地域を担う組織の設立と活動の支援
- (9)-2 自主防災組織等の育成と活動の支援
- (9)-3 市民の参画による(仮称)住民自治基本条例の制定

4. 地域経済の活性化につながる「創る改革」の推進

財政規模の縮小に伴う行政のスリム化を、民間事業や市民活動の拡大につなげる視点をもって取り組みを進め、地域の活力を高めます。

(10)公共サービスを起点とした民間事業の拡大

行政が直営で行うより民間が行う方がサービス水準の向上やコストの縮減等を図ることができる見込まれる業務は、民間の活力の導入を推進します。

また、スケールメリットを生かして産業を振興するため、第三セクター間の連携と協働の取り組みを充実します。

【主な取り組み項目】

- (10)-1 民間活力の導入効果が高い業務の民間委託、民営化の推進
- (10)-2 コミュニティビジネスの創出支援
- (10)-3 第三セクターの経営の自立化促進と連携強化
- (10)-4 公共サービスを担う第三セクター、NPO法人等の設立支援

(11)公の施設等の民間委託、民営化の推進 (再掲)

民間事業者等のノウハウを活かして効率的で効果的な施設の管理運営を行うため、指定管理者制度の導入を進めます。

民間に譲渡した方が地域の振興により効果的な施設は、譲渡を推進します。また、産業等の振興に向けて、市有財産の有効活用を進めます。

【主な取り組み項目】

- (11)-1 郡上ケーブルテレビネットワーク施設等への指定管理者制度導入の拡大
- (11)-2 指定管理施設等の民間への譲渡推進 (再掲)
- (11)-3 市有財産を活用した起業等の支援

(12) 活力を生む人材の育成と組織体制づくり

産業を振興するため、経営感覚を備えた職員の育成と適正配置を進めます。また、機動的に産業を振興する組織体制づくりを進めます。

【主な取り組み項目】

- (12)-1 専門的な知識、技能や経営感覚を備えた職員の育成と適正配置
- (12)-2 ものづくりなど、効果的に産業を振興する組織体制づくり

II 改革の推進のために

1. アクションプランの策定

第二次行政改革大綱の方針に基づいて改革を推進するため、具体的な数値目標と取り組み内容を定めた「行政改革アクションプラン」を策定します。

2. 取り組み状況の公表

第二次行政改革大綱に基づく取り組みの進捗状況を、市ホームページ等で公表します。

3. 関連する計画との整合性

定員適正化計画、人材育成基本方針、公債費負担適正化計画、及び関連する個別計画は第二次行政改革大綱の内容を基本として整合性を確保します。

4. 推進体制

- (1) 庁内推進体制として、行政改革推進本部会議、行政改革調整会議、指揮者会議（課長級）における進捗管理や取り組み事項の検討、及び各課の行政改革推進リーダーを中心とした全庁的な取り組みを推進します。
- (2) 行政改革推進審議会への取り組み状況の報告、必要に応じた諮問等を行います。
- (3) 議会、議会行政改革特別委員会へ取り組み状況等の報告を行います。

用語解説

索引	用語	解説
い	育成型ジョブローテーション	採用から一定期間を能力育成期と位置づけて、さまざまな職務をバランスよく経験させることにより、適性の把握と自己能力を開発、拡充を図る。
お	公の施設	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設。道路、公園、学校など。 「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」（地方自治法第244条第1項）
	OJT	On the Job Training の略。職員の教育方法の一つで、実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、あるいは態度や価値観などを身に付けさせる教育訓練のこと。
か	可処分財産	将来的に利用計画がなく、市の公有財産として保有する必要性のない土地、建物等の財産。（若しくは、当面利用計画がない場合であっても、財産の状況から将来的に市が保有していくことが望ましいと判断される財産以外の財産）
	(仮称)住民自治基本条例	自治体運営の基本原則や理念を明らかにし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市の責務などの基本ルールを定めた条例を制定予定。
き	キャリアデザイン研修	長期的に自らの職業生活（キャリア）を自らの手で主体的に描く（デザインする）こと。自分や部下のキャリアをデザインするための理論、実践方法を習得するための研修。
	義務的経費	歳出のうち、その支出が制度的に義務付けられ、任意に削減することができない経費。人件費、扶助費※1、公債費※2の3費目を指す。 ※1：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。地方自治体独自の支出も含まれる。 ※2：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還に要する経費。
	行政評価（施策点検、事務事業点検）	市が実施している施策、事務事業について、計画、実施、点検、見直しのサイクルを定着させ、各事務事業の必要性や効果、効率性等を評価し、事業の改善や縮小、統廃合等を行い、行政活動の効率化やサービス向上、財源の有効活用等に役立てること。
	行政改革集中改革プラン	総務省は平成17年3月に「地方公共団体に行政改革の推進のための新たな指針」を示した。この指針では、地方公共団体に対し、具体的な取り組みを集中的に実施するため、事務事業の再編、整理、廃止、統合、民間委託等の推進（指定管理者制度の導入を含む）定員管理の適正化などの項目を中心に、平成17年度を起点として、概ね平成21年度までの取り組みを住民にわかりやすく明示した計画を公表するよう求めた。この計画を集中改革プランという。

索引	用語	解説
き	行政パートナー事業	従来市が直接実施していた業務をNPO法人、公益法人、企業等に委託する手法により、相手方が対等な立場で市と協働し、主体的な発案に基づき、公共サービスの付加価値を創出することができる業務運営形態。平成21年度から大和振興事務所窓口業務をNPO法人に委託し、実施している。
	行政改革アクションプラン	財源減少への対応の観点から、第二次郡上市行政改革大綱を指針として主に歳出削減に効果が見込める実施項目を定めたもの。本プランを財政規模の適正化につなげていくための行動計画として位置づけている。 計画期間：平成25年度から平成30年度までの6年間。
	義務付け・枠付けの見直し	地方分権改革により、国等による地方自治体に対する事務の処理又は、その方法の義務付けを見直すこと。法制的な観点から、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めてその自由度を拡大するとともに、地方自治体が自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが求められている。
く	繰出金	一般会計と特別会計間又は、特別会計相互間で支出される経費。市における具体例としては、一般会計から国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計などへ支出される経費。
け	経常的経費	年々継続して固定的に支出される経費。人件費、公債費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費の6費目からなる。
	下水道料金の統一	地域ごとで異なる料金を、事業完了後の26年度に統一するもの。事業経営の健全化を図り、かつ将来に渡って持続可能なものとするため、維持管理費が回収可能な料金体系を基本として、平成22年10月1日から段階的に料金調整を行っていくこととした。新料金体系は、排水量が多くなれば段階的に料金が高くなる従量制の料金体系とし、小口需要者の負担軽減を考慮したもの。
	現地機関	幼稚園、保育園、病院、消防本部など本庁、振興事務所に属さない機関をいう。
	減免規定	公の施設の使用料について、市が定めた基準により減額や納付の免除を行うこと。
こ	公共工事におけるコスト縮減行動計画	財政状況の厳しい状況下で、引き続き地域基盤整備を着実に進めることが必要であり、工事コスト、時間的コストの低減や工事の品質の向上など総合的にコスト縮減を図ることを目的に策定し、公共事業のコスト縮減に取り組むための計画。
	コミュニティビジネス	まちづくりや商店街の活性化など、地域が抱える課題を地域の資源（人材、施設、資金等）を活用してビジネス的な手法で解決しようとする取り組み。

索引	用語	解説
こ	公債費負担適正化計画	実質公債費比率（3ヶ年平均）が18%以上となった地方公共団体については、総務省が毎年度告示する「地方債同意等基準」の規定に基づき、起債の発行に際し「公債費負担適正化計画」を策定することとなっている。
	公営企業	地方公共団体が経営する事業のうち、「地方財政法」により特別会計を設け、公共料金や利用料など独自の収入による運営が基本とされる事業。具体例としては、病院事業、水道事業、公共下水道事業など。
さ	再任用制度	定年を迎えた公務員の任期を定めて再雇用できる制度。公的年金の支給開始年齢の引き上げが背景にあり、高齢職員の知識や経験を広く活用する狙いがある。
	債権管理	市税、使用料、負担金、貸付金など市が有する債権は、多くの市民が誠実に納付している一方、支払能力があるにも関わらず納付していない滞納者もおり、収入未済が発生している。こうした滞納については、負担の公平性、公正性を確保するという観点から、市として滞納は許さないという厳正な姿勢で回収を図る必要があり、収入未済の縮減に向けての取り組みを強化すること。
し	指定管理者制度	民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の削減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人、その他の団体が行う制度。
	市債発行額	市が歳入の不足を補うために借り入れる借金の額。公共施設等の整備などの資金として借り入れ、償還が一会計年度を超えるものをいう。
	市債元利償還金	市が歳入の不足を補うために借り入れた借金の償還のうち、年度を超えて償還する元金及び利子をいう。
	職場イチカイゼン運動	接客サービスの向上、業務効率化、経費節減、業務遂行能力の向上、事業の成果向上などを目指し、職場単位で取り組みを進めるもの。
	振興事務所の機能の個別化	振興事務所に一律の機能を持たせるのではなく、地域の特性等を踏まえ、個別の機能を持たせること。
	市民協働センター	市民協働の推進と、市民協働の主体となる多くの組織を中立の立場で調整する機関。市民協働によるまちづくりを推進するため、市民、NPO、地域づくり団体、事業者などの団体が公益的な活動する際の相談や情報提供、調整などの様々なサポートを行うほか、協働事業の企画立案を行う。（平成24年7月2日設置）
	自助、共助、公助	身の回りの問題は、まずは個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それでもできない問題は行政が解決する、つまり「自助」で解決しないものは「共助」で、「共助」でできないものを「公助」で実施するという考え方。

索引	用語	解説
し	自治体のマネジメントシステム	財政状況の厳しい中、限られた資源を最大限に活用し、住民の福祉の向上、住民の満足度の最大化を図ることが求められ、その運営を確実に行う仕組みをいう。
せ	全国の類似団体規模	総務省では、毎年、地方公共団体の職員数や配置の実態等を調査し、適正な定員管理の推進に資することを目的として、地方公共団体定員管理調査を行っている。この調査を基に人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により分類したものの。
	専任職	豊富な経験によって構築された知識や技能が求められる特定の職種に従事する職。
そ	組織風土改革	職場の風土（価値観等）を好転させることで、職員の行動を変化させる考え方をいう。
	ソーシャルネットワーク	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。
	長寿命化対策	市の公の施設等は膨大な数であり、今後、老朽化が進行し、改修や大規模な修繕工事が短期間に集中し、大きな財政負担になることが予測される。これらのことを踏まえ、計画的な修繕、改修計画を策定することで、長期にわたり公共施設を有効活用すること。
つ	創る改革	行政のスリム化を民間事業の伸張や市民協働の拡大の契機として捉えていく視点が重要となる。このことから、行政のスリム化と地域社会の活性化を両立させるために行う改革を「創る改革」と定義し、従来の行政資源に変化を加えることにより、産業の振興、民間活力の向上、市民生活の質の向上、地域課題の解決等をめざした改革の取り組み。
て	定員適正化計画	職員の定員管理を計画的に進めるための基本的な方針として、平成17年度策定（平成20年度に第1次改訂）し、スリムで効率的な組織の構築を図りつつ適材適所、少数精鋭を基本とした定員管理の適正化を推進した。平成22年度からは、計画を上回る職員数を削減することができたが、類似団体との比較においては依然として職員数が過多であることや、更に財政状況が厳しくなることが想定されるため、今後も継続した定員適正化の取り組みが必要であることから、計画期間を平成30年度まで延伸することとした。
ね	年齢構成の平準化	市の現職員の年齢構成が50歳代に偏重（約38%）している傾向から、将来的な組織運営と健全な就労年齢の構成を考慮し採用を行うこと。

索引	用 語	解 説
ひ	病々連携	病院間において、お互いの機能を生かした専門的な高度医療を提供する等の連携を行うこと。
	病診連携	病院と診療所とが円滑な連携を図り、相互の役割の下、医療機能を有効に活用した良質な医療を提供すること。具体的には、診療所から病院を紹介し、高度な検査や医療を提供し、快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続できるように連携すること。
	PDCAサイクル	Plan（立案、計画）、Do（実施）、Check（検証、評価）、Action（改善、見直し）の頭文字を取ったもので、行政政策にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画、事業へ活かす継続的な活動の周期。
ふ	複線型人事制度	特定の専門的な仕事を極める人材を専門職として処遇するなど、組織内での職員の多元管理を可能にする制度。 この複線型人事制度の中でも、主たる部分を占めるものが「専門職制度」である。高度な専門能力を持った人の育成、活用を図るために設けられた制度である。
も	ものづくり	地域資源を活用したものづくりを通じて、地域課題を解決することを目指した民間主体の取り組みを指す。 具体的には、市内の生産者、加工者、ICT技術者、デザイナー、小売業者等をつなぎ、郡上らしい高付加価値のある商品開発や販路開拓を支援する他、ものづくりを担う人材育成を行うものである。市は、こうした民間主体の取り組みが効果的かつ円滑に進むようにサポートする。
わ	枠配分方式	予算編成にあたって、事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求を行う方法。 枠配分方式は、事業のスクラップアンドビルドを促すシステムとして期待されており、不要な事業を廃止した分、各部の判断で新規事業に予算を回すことが可能となることから、事業の廃止、新規立案が柔軟に行われることが利点である。

参考資料

1. 財政の推移（普通会計）

【フロー】

単位：億円

項目		年度	決 算								
			H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入	歳	市 税	46.3	47.5	49.5	48.9	54.4	53.2	51.7	51.3	50.8
		地方交付税	118.9	119.7	123.8	123.0	123.0	126.6	130.4	137.6	136.8
		うち普通交付税	107.3	109.0	113.3	113.7	114.6	117.8	120.4	127.3	126.6
		一般財源計	178.2	181.4	187.5	187.9	189.0	190.7	192.4	199.3	197.5
		国庫支出金	23.6	22.8	19.8	14.4	18.3	25.8	36.6	30.7	27.5
		県支出金	27.3	21.4	23.5	18.8	18.9	13.7	13.9	15.9	14.8
		繰入金	34.8	7.5	3.2	0.6	3.0	5.6	6.0	2.1	5.1
		市債	89.0	64.3	61.8	46.3	38.4	31.5	33.4	38.7	42.3
		うち臨時財政対策債	19.6	13.7	10.6	9.5	8.6	8.1	12.5	15.0	11.1
		歳入合計 (A)	405.7	336.8	336.1	300.5	298.7	298.8	319.3	312.6	312.2
出	歳	人件費	59.1	54.9	52.7	50.3	52.7	48.3	47.4	45.9	45.0
		扶助費	12.9	17.1	17.9	17.6	18.7	20.1	21.8	27.4	28.4
		公債費	53.0	52.6	55.1	58.2	61.5	61.0	59.3	62.0	58.2
		義務的経費	125.0	124.6	125.7	126.1	132.9	129.4	128.5	135.3	131.6
		物件費	43.2	40.7	40.5	39.3	38.2	36.4	37.7	34.8	35.3
		補助費等	26.9	19.2	20.2	17.4	15.8	16.7	25.5	20.6	17.8
		繰出金	26.2	29.1	33.1	32.9	36.9	41.8	44.3	38.1	35.6
		投資的経費	153.6	103.8	87.8	62.1	56.7	41.4	60.4	56.8	68.6
		歳出合計 (B)	389.6	325.4	324.6	288.9	287.2	279.7	310.4	302.6	302.2
歳入歳出差引 (A) - (B)		16.1	11.4	11.5	11.6	11.5	19.1	8.9	10.0	10.0	
翌年度に繰越すべき財源		4.3	1.3	1.0	0.8	0.2	10.3	1.1	1.1	2.4	
実質収支		11.8	10.1	10.5	10.8	11.3	8.8	7.8	8.9	7.6	

(注) H20～H23年度は国の緊急経済対策による施策、事業費を含む

(H20年度：0.8億円 H21年度：27.5億円 H22年度：9.6億円 H23年度：2.2億円)

【ストック】

単位：億円

項目		決 算								
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市債 残高 (A)	市債残高	522.8	527.7	543.3	540.5	526.3	505.4	487.5	471.7	462.9
	うち通常債	488.0	479.2	484.5	473.6	452.7	426.5	399.4	372.4	356.8
	うち臨時 財政対策債	34.8	48.5	58.8	66.9	73.6	78.9	88.1	99.3	106.1
基金 残高 (B)	基金残高	76.9	71.1	76.0	82.7	80.6	84.7	84.9	93.5	95.4
	うち財政調整 基金	28.4	28.7	28.7	28.7	28.9	36.2	36.4	39.2	39.3
	うち減債基金	7.1	7.0	6.2	12.4	10.1	5.7	5.9	5.9	12.0
	うちその他	41.4	35.4	41.1	41.6	41.6	42.8	42.6	48.4	44.1
(A)-(B)	純債務残高	445.9	456.6	467.3	457.8	445.7	420.7	402.6	378.2	367.5

【財政指標等】

項目	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
財政力指数		0.30	0.32	0.34	0.36	0.36	0.36	0.35	0.34	0.33
経常収支比率 (%)		84.6	89.1	86.7	89.9	91.7	90.0	88.4	85.0	85.0
実質公債費比率 (%)				14.7	18.0	20.2	21.8	21.7	21.1	20.0
将来負担比率 (%)						184.6	174.7	156.9	132.1	122.1

【用語解説】

財政力指数 …… 地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（標準的な行政サービスを行うために必要な支出額）を基準財政収入額（標準的な状態において見込まれる税収入）で除して得た数値で、三年間の平均値を用います。

経常収支比率 …… 市税や地方交付税など、毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費（借入金の返済）など毎年固定的に支出される支出にどの程度充てられているかを示す比率で、この比率が高いほど臨時的な支出に資金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることとなります。

実質公債費比率 …… 地方債（借入金）の一年間の返済額（フロー）及びこれに準じる経費の額が、一年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したもので、三年間の平均値を用います。この比率が18%を超えると新たな借入れを行うときに国や県の許可が必要となり、25%を超えると単独事業等の借入れが制限されます。

将来負担比率 …… 一般会計の地方債（借入金）や将来支払っていく可能性のある負担等（下水道事業、病院事業、簡易水道事業、退職手当支給予定額、信用保証協会の債務等）の現時点での残高（ストック）が、一年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。この比率が350%を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられます。

2. 財政の見通し（普通会計）

単位：億円

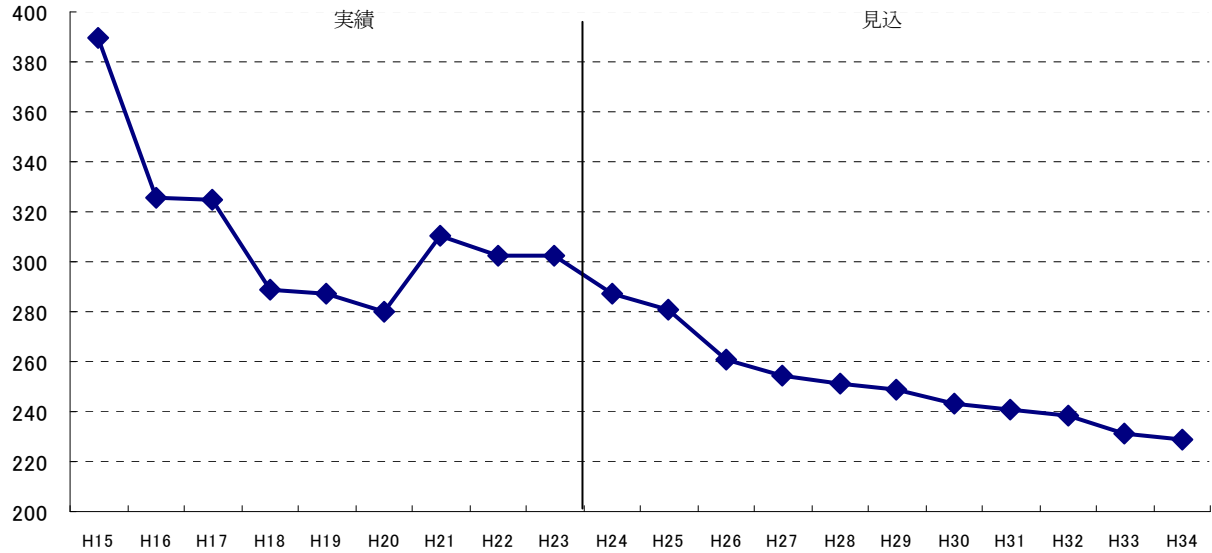
項目 \ 年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
歳入	市 税	51.2	51.4	51.6	49.8	49.5	49.2	48.6	48.3	48.1	47.6	47.4	
	地方交付税	134.6	134.4	129.4	123.5	112.8	105.9	98.3	95.7	94.6	92.6	91.6	
	うち普通交付税	126.6	126.4	122.7	118.1	107.4	100.5	92.9	90.3	89.2	87.2	86.2	
	一般財源計	211.7	208.8	206.4	197.9	190.1	182.4	173.3	170.1	168.7	165.8	164.4	
	国庫支出金	19.8	19.4	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	17.8	17.8	
	県支出金	14.8	14.7	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.2	14.2
	繰入金	10.0	5.0						6.7	8.1	6.3	4.6	
	市債	35.0	35.7	30.5	30.2	29.8	29.5	29.1	29.0	29.0	26.9	26.9	
	うち臨時財政対策債	10.7	7.7	7.5	7.2	9.8	9.5	9.1	9.0	9.0	9.0	9.0	
	歳入合計 (A)	296.2	288.4	272.9	270.5	266.9	259.4	246.1	241.1	238.6	231.6	228.7	
歳出	人件費	46.0	45.6	43.6	43.2	41.7	40.4	39.1	39.0	37.4	36.5	35.5	
	扶助費	27.4	27.2	27.2	27.3	27.3	27.3	27.1	27.1	27.0	26.9	26.9	
	公債費	67.3	63.0	56.3	52.1	50.7	49.4	46.9	45.4	43.7	41.6	39.5	
	義務的経費	140.7	135.8	127.1	122.6	119.7	117.1	113.1	111.5	108.1	105.0	101.9	
	物件費	38.8	38.2	37.8	37.2	36.6	36.0	35.4	34.8	34.8	34.8	34.8	
	補助費等	24.1	21.7	21.2	21.0	20.8	20.6	20.4	20.2	20.2	20.2	20.2	
	繰出金	32.9	30.9	30.0	29.0	29.2	29.7	29.9	29.9	30.8	31.1	31.3	
	投資的経費	44.1	49.0	39.2	39.2	39.2	39.2	39.2	39.2	39.2	35.0	35.0	
	歳出合計 (B)	287.5	281.1	260.8	254.5	250.9	248.8	243.5	241.1	238.6	231.6	228.7	
歳入歳出差引 (A) - (B)	8.7	7.2	12.0	16.0	16.0	11.4	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0		
基金残高 (一般会計に属する基金)	77.0	72.2	72.4	72.6	72.7	72.8	72.9	66.3	58.3	52.1	47.6		

※総務部財務課「郡上市財政中期試算」(H24.12月)より

3. 歳出決算額の推移と見通し（普通会計）

単位：億円

歳出決算額(合計)



※H23年度以前は実績値

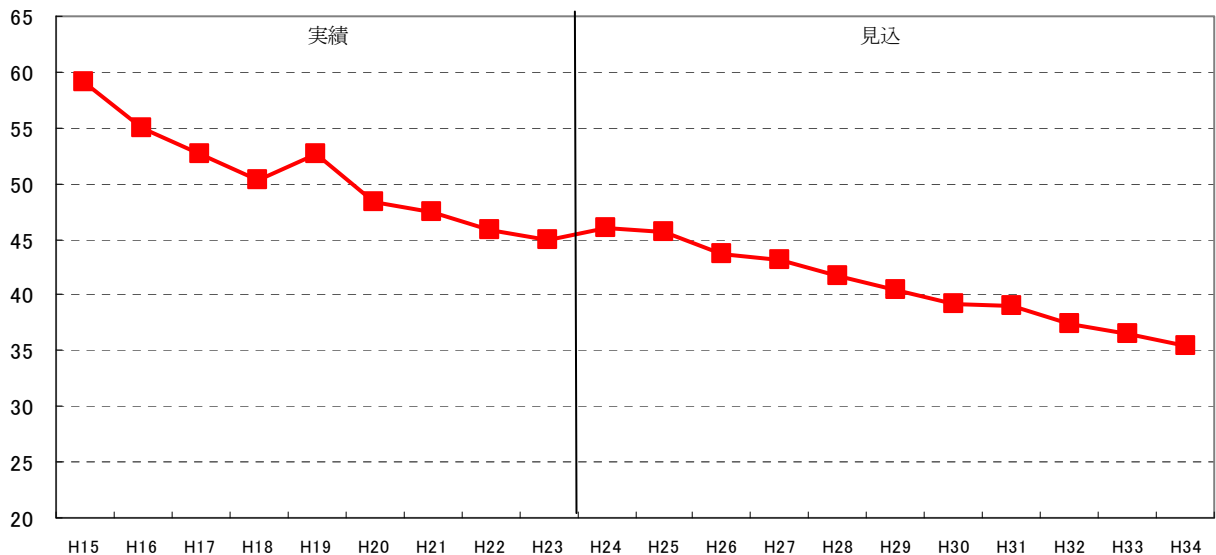
※H24年度以降は推計値 総務部財務課「郡上市財政中期試算」(H24.12月)より

(注) H20~H23年度は国の緊急経済対策による施策、事業費を含む

(H20年度：0.8億円 H21年度：27.5億円 H22年度：9.6億円 H23年度：2.2億円)

単位：億円

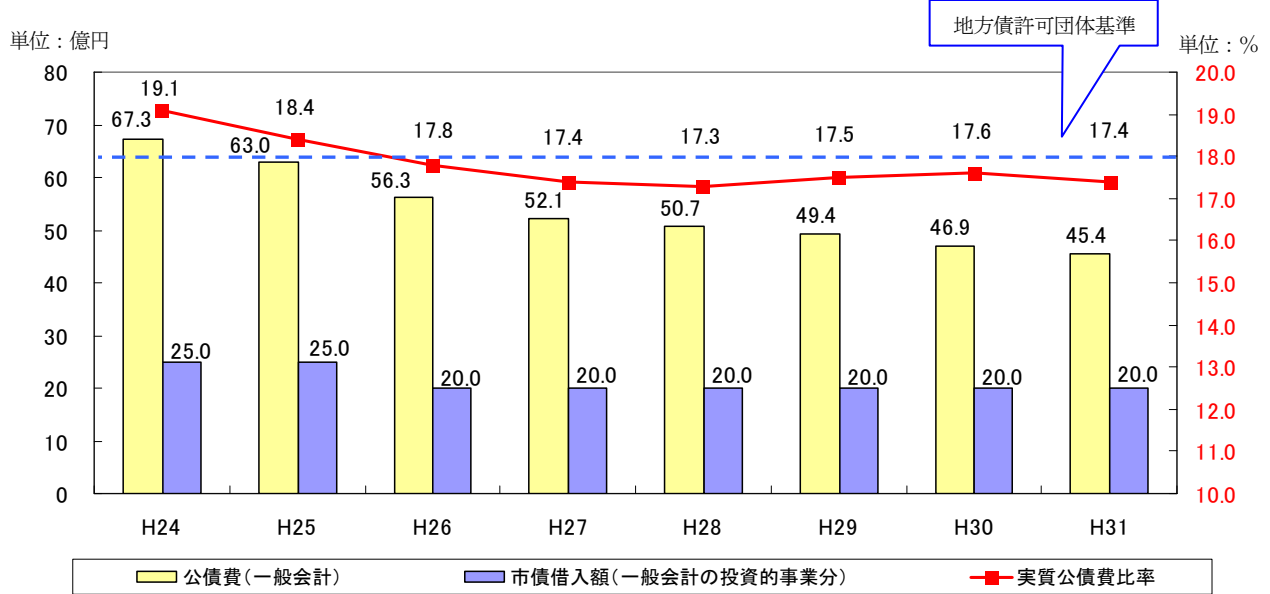
歳出決算額(人件費)



※H23年度以前は実績値

※H24年度以降は推計値 総務部財務課「郡上市財政中期試算」(H24.12月)より

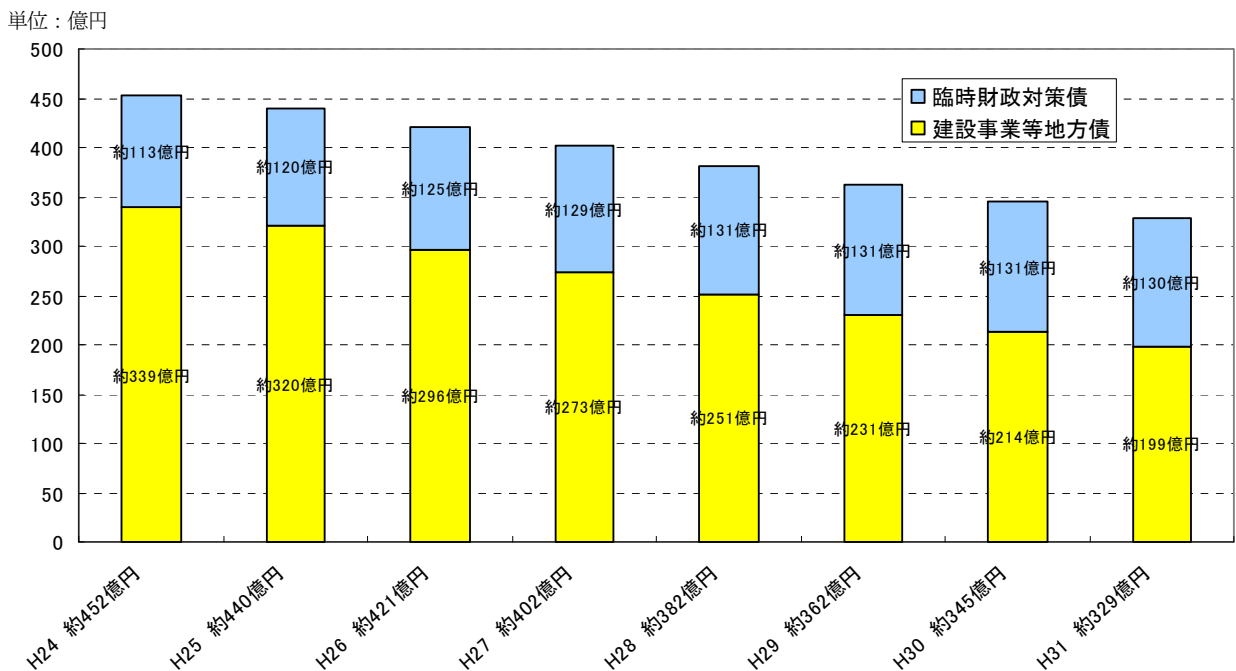
4. 公債費の見通し（一般会計）



※総務部財務課「郡上市財政中期試算」(H24.12月)より

【用語解説】公債費…市債(借入金)の返済に係る費用(元金と利息)のことを表します。

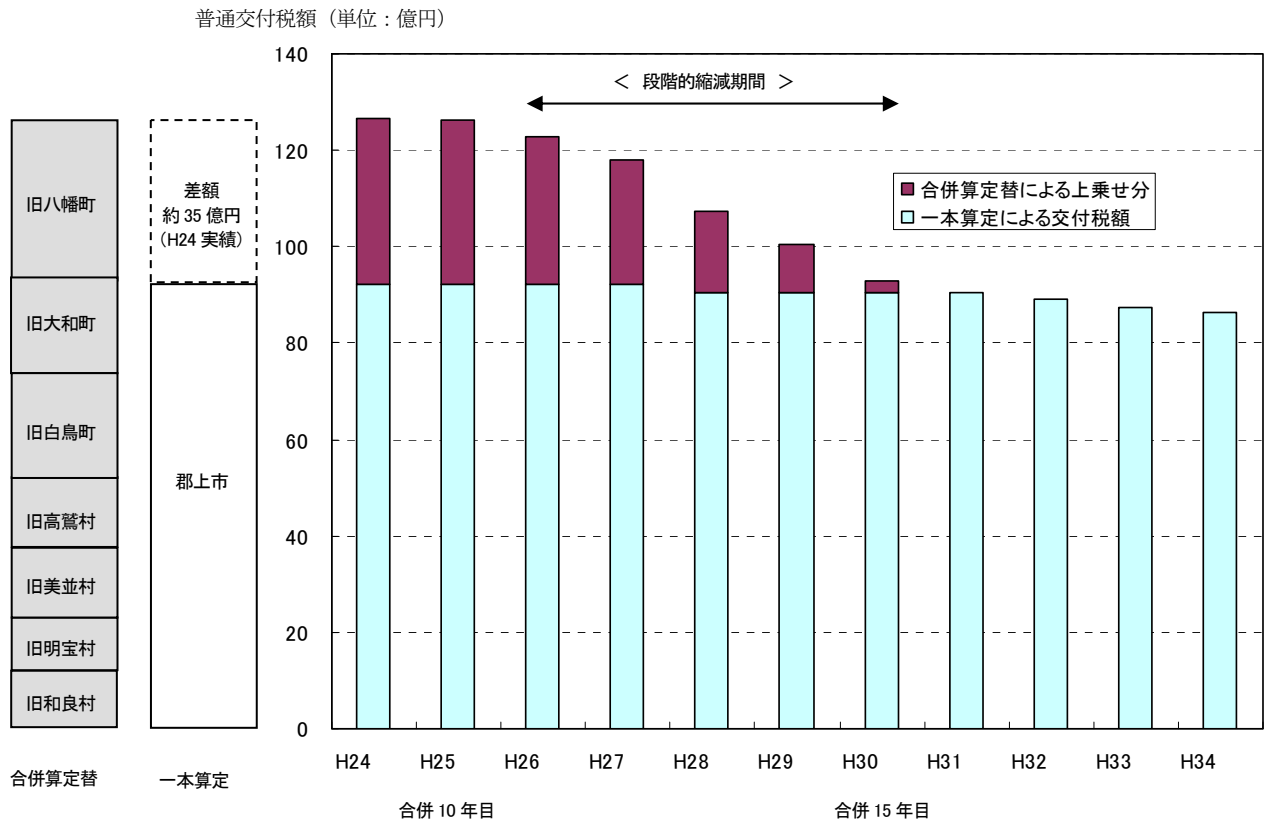
5. 市債残高の見通し（一般会計）



※総務部財務課「郡上市財政中期試算」(H24.12月)より

【用語解説】臨時財政対策債…地方交付税の財源不足分(本来交付されるべき地方交付税額と実際に交付された地方交付税額の差)を補うため借入れる市債のことを表します。返済費用の全額が翌年度以降の地方交付税に上乗せして交付されます。

6. 合併算定替特例期間の終了に伴う普通交付税額の見通し（イメージ）



7. 普通会計当初予算額及び財政力指数の順位（県内市町村）

H23年度普通会計当初予算額(単位:百万円)

順位	市町村名	予算額
1	岐阜市	151,196
2	大垣市	59,566
3	高山市	46,725
4	各務原市	41,750
5	関市	38,471
6	中津川市	35,999
7	多治見市	33,242
8	郡上市	28,832
9	可児市	27,310
10	恵那市	26,170
11位～30位 省略		
31	神戸町	5,950
32	安八町	5,498
33	八百津町	5,375
34	北方町	5,098
35	川辺町	3,963
36	関ヶ原町	3,441
37	輪之内町	3,368
38	坂祝町	2,864
39	白川村	2,680
40	富加町	2,640
41	七宗町	2,613
42	東白川村	1,895

市町村財政力指数

順位	市町村名	22年度	23年度	24年度	平均
		(再算定) A	(再算定) B	(当初算定) C	(A+B+C)/3
1	岐南町	0.943	0.925	0.918	0.929
2	大垣市	0.870	0.892	0.915	0.892
3	各務原市	0.890	0.862	0.869	0.874
4	可児市	0.857	0.832	0.843	0.844
5	岐阜市	0.795	0.810	0.809	0.805
6	美濃加茂市	0.825	0.768	0.758	0.784
7	瑞穂市	0.795	0.779	0.773	0.782
8	多治見市	0.732	0.742	0.729	0.734
9	羽島市	0.736	0.721	0.710	0.722
10	神戸町	0.733	0.706	0.716	0.718
11位～32位 省略					
33	富加町	0.423	0.420	0.437	0.427
34	八百津町	0.406	0.436	0.418	0.420
35	揖斐川町	0.401	0.393	0.407	0.400
36	下呂市	0.392	0.396	0.378	0.389
37	白川村	0.403	0.387	0.312	0.367
38	飛騨市	0.343	0.346	0.331	0.340
39	郡上市	0.321	0.330	0.321	0.324
40	七宗町	0.328	0.307	0.296	0.310
41	白川町	0.273	0.275	0.269	0.272
42	東白川村	0.148	0.149	0.139	0.145

資料：平成23年度岐阜県内市町村の当初予算の概要について（岐阜県市町村課）

資料：岐阜県内市町村の普通交付税に係る関係資料（岐阜県市町村課）

8. 人口の推移

【住民基本台帳人口】

単位：人

	八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	市合計
H16. 3. 1	16, 523	7, 406	12, 880	3, 625	4, 894	2, 197	2, 358	49, 883
H16. 4. 1	16, 418	7, 397	12, 868	3, 617	4, 892	2, 183	2, 344	49, 719
H17. 4. 1	16, 222	7, 386	12, 764	3, 628	4, 839	2, 151	2, 296	49, 286
H18. 4. 1	16, 000	7, 358	12, 715	3, 580	4, 806	2, 121	2, 273	48, 853
H19. 4. 1	15, 842	7, 344	12, 631	3, 543	4, 758	2, 089	2, 211	48, 418
H20. 4. 1	15, 627	7, 232	12, 526	3, 503	4, 718	2, 055	2, 162	47, 823
H21. 4. 1	15, 450	7, 196	12, 351	3, 486	4, 651	2, 024	2, 092	47, 250
H22. 4. 1	15, 235	7, 168	12, 204	3, 460	4, 614	1, 996	2, 039	46, 716
H23. 4. 1	14, 995	7, 118	12, 074	3, 445	4, 537	1, 967	2, 020	46, 156
H24. 4. 1	14, 790	7, 055	11, 958	3, 380	4, 440	1, 928	1, 986	45, 537
比較 (H16. 3. 1 ～H24. 4. 1)	-1, 733	-351	-922	-245	-454	-269	-372	-4, 346
増減率 (H16. 3. 1 ～H24. 4. 1)	-10. 5%	-4. 7%	-7. 2%	-6. 8%	-9. 3%	-12. 2%	-15. 8%	-8. 7%

【住民基本台帳人口 増減の要因（自然増減と社会増減）】

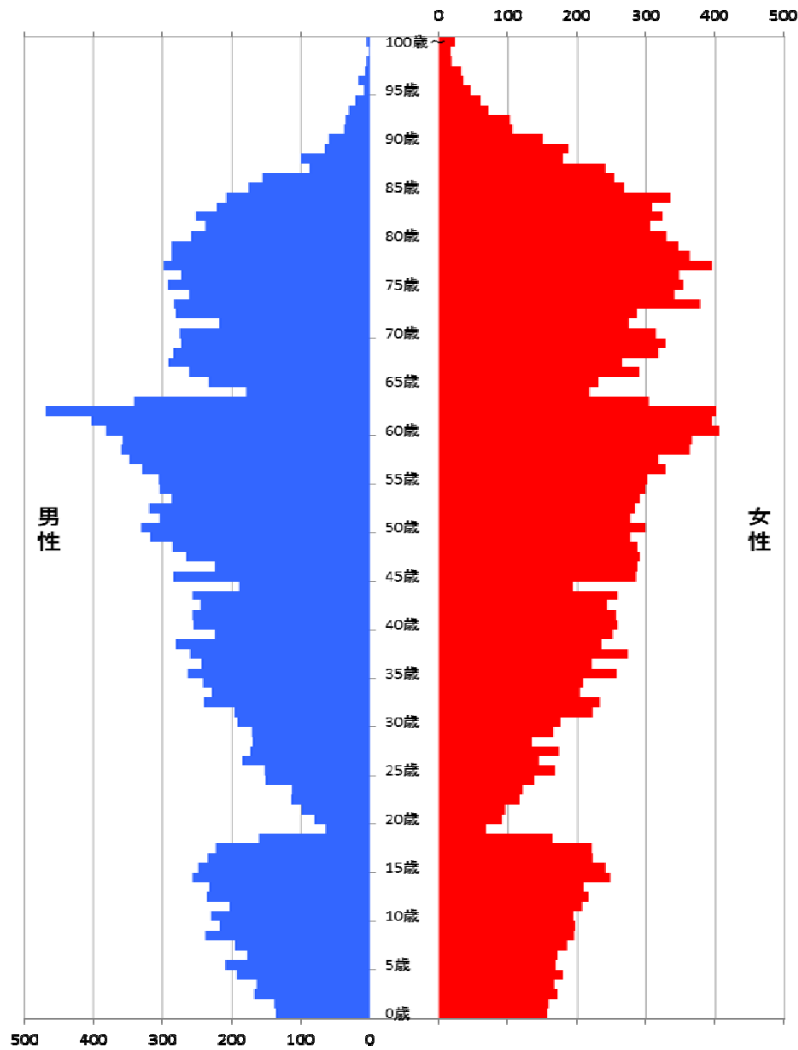
単位：人

年度	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	その他	増減
1 6 年度	376	554	-178	940	1, 196	-256	1	-433
1 7 年度	329	544	-215	890	1, 110	-220	2	-433
1 8 年度	366	553	-187	849	1, 094	-245	-3	-435
1 9 年度	330	558	-228	760	1, 137	-377	10	-595
2 0 年度	326	563	-237	817	1, 165	-348	12	-573
2 1 年度	305	577	-272	722	988	-266	4	-534
2 2 年度	309	658	-349	712	923	-211	0	-560
2 3 年度	330	686	-356	720	984	-264	1	-619

【国勢調査人口】 単位：人

S 3 5 年	61, 594
S 4 5 年	54, 146
S 5 5 年	52, 690
H 2 年	50, 986
H 7 年	50, 809
H 1 2 年	49, 377
H 1 7 年	47, 495
H 2 2 年	44, 491

郡上市人口ピラミッド
平成22年国勢調査(H22.10.1現在)



9. 将来人口推計

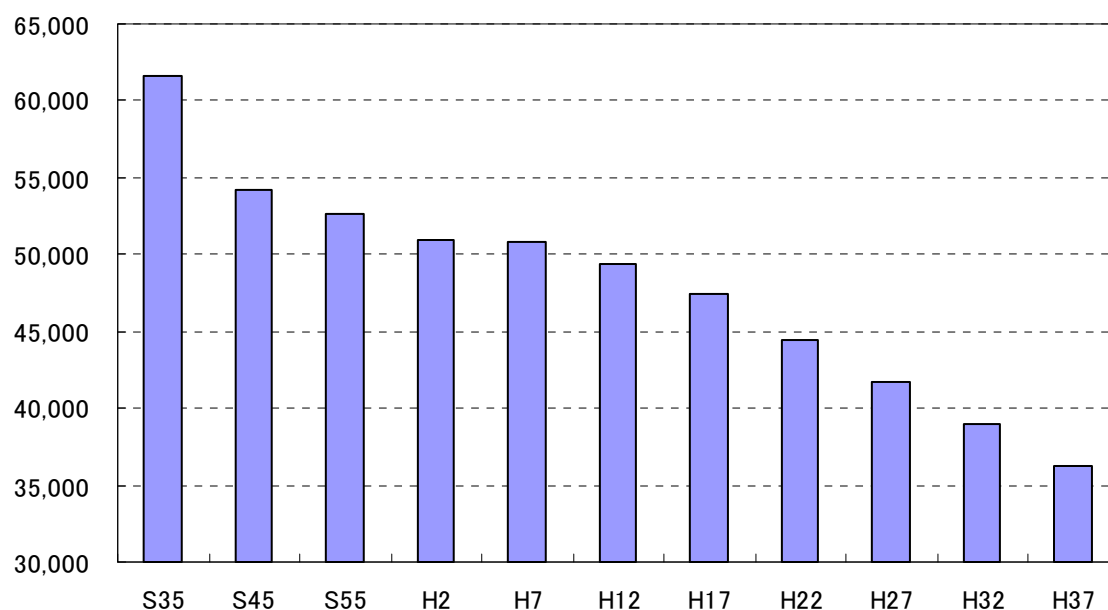
単位：人

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
	(2010)	(2015)	(2020)	(2025)
0～14 才	5,818	5,004	4,259	3,690
(構成比)	(13.1%)	(12.0%)	(10.9%)	(10.2%)
15～64 才	24,357	21,836	19,689	17,769
(構成比)	(54.7%)	(52.3%)	(50.5%)	(49.0%)
65 才以上	14,316	14,878	15,035	14,781
(構成比)	(32.2%)	(35.7%)	(38.6%)	(40.8%)
75 才以上	8,627	8,869	8,685	9,025
(構成比)	(19.4%)	(21.3%)	(22.3%)	(24.9%)
総 数	44,491	41,718	38,983	36,240

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（平成 25 年 3 月推計）より

10. 人口の推移と将来推計（グラフ）

単位：人



※S35～H22 は国勢調査実績値

※H27 以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（平成25年3月推計）より

11. 職員数の推移

【計画】

単位：人

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全職員	—	1,084	1,064	1,040	1,011	993	981	964	952	929
普通会計職員	—	719	693	667	633	617	606	591	579	556

【実績】

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全職員	1,099	1,084	1,064	1,040	1,013	995	969	949	936	
対前年度比増減	—	-15	-20	-24	-27	-18	-26	-20	-13	
累計		-15	-35	-59	-86	-104	-130	-150	-163	
普通会計職員	741	719	693	667	629	618	597	577	567	
対前年度比増減	—	-22	-26	-26	-38	-11	-21	-20	-10	
累計		-22	-48	-74	-112	-123	-144	-164	-174	

【計画と実績の対比】

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全職員		0	0	0	2	2	-12	-15	-16	
普通会計職員		0	0	0	-4	1	-9	-14	-12	

※計画は定員適正化計画（H20年3月改訂）による。

※職員数は各年度4月1日現在（教育長を含む）。

12. 職員数の見通し

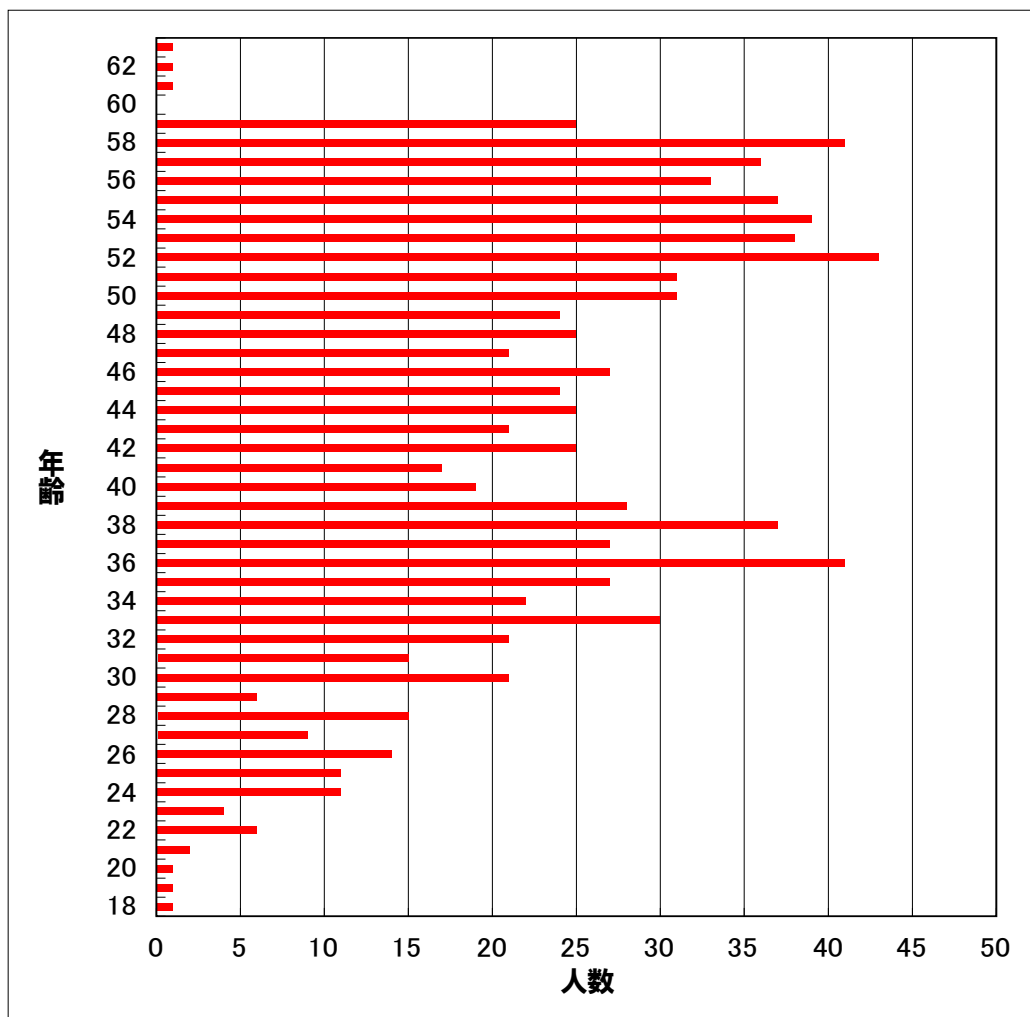
単位：人

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
全職員	936	920	915	897	882	871	868	856
対前年度比増減		-16	-5	-18	-15	-11	-3	-12
累計		-16	-21	-39	-54	-65	-68	-80
うち普通会計職員	567	553	549	537	525	518	515	505
対前年度比増減		-14	-4	-12	-12	-7	-3	-10
累計		-14	-18	-30	-42	-49	-52	-62

※定員適正化計画（第2次改訂 H25年3月）による。

※職員数は各年度4月1日現在（教育長及び再任用職員を含む）。

13. 職員の年齢構成



※平成24年4月1日現在（全職員）

14. 公の施設等の見直し状況

区分	廃止	統合	休止	指定 管理	貸し 出し	払い 下げ	小計	見直し 未実施	合計
児童福祉施設	2	0	1	0	0	0	3	12	15
高齢者福祉施設	0	0	0	9	2	1	12	17	29
障がい関連施設	0	1	0	4	0	0	5	5	10
保健施設	0	0	0	0	0	0	0	9	9
廃棄物処理施設	3	0	3	0	0	0	6	14	20
斎場	1	0	0	0	0	0	1	7	8
産業振興施設	0	0	0	32	5	3	40	9	49
宿泊休養施設	0	0	1	11	0	0	12	0	12
温泉施設	0	0	0	4	0	0	4	1	5
公営住宅	5	0	0	0	0	0	5	41	46
学校教育施設	6	3	0	0	0	1	10	59	69
社会教育施設	1	0	0	0	0	0	1	8	9
図書館	0	0	0	0	0	0	0	7	7
公民館・コミュニティ施設	1	0	0	0	0	0	1	19	20
スポーツ施設	2	0	2	2	1	0	7	37	44
集会所	0	0	0	0	0	37	37	69	106
医療関係施設	1	1	1	0	0	0	3	20	23
庁舎	0	0	0	0	0	0	0	12	12
博物館・歴史民俗資料館	0	0	0	2	0	0	2	12	14
ホール・公会堂	0	0	0	0	0	0	0	4	4
公園・駐車場	0	0	0	0	0	0	0	98	98
公衆便所	0	0	0	0	0	0	0	63	63
その他	3	0	1	0	6	2	12	15	27
合 計	25	5	9	64	14	44	161	538	699

※平成24年4月1日現在

15. 第二次郡上市行政改革大綱の策定経過（抜粋）

平成24年

- 4月24日 第1回行政改革推進リーダー会議（研修会）
- 4月25日 第1回行政改革調整会議（第二次大綱策定方針、策定体制等協議）
- 5月8日 第1回行政改革推進本部会議（第二次大綱策定方針、策定体制等協議）
- 5月16日 第2回行政改革推進リーダー会議（研修会、役員選出、グループワーク）
- 5月23日 第2回議会行政改革特別委員会（第二次大綱策定方針、策定体制等説明）
- 5月23日 全職員を対象に行政改革に対する提案を募集（326項目の提案）
- 7月9日 第3回行政改革推進リーダー会議（研修会、グループワーク）
- 8月1日 第2回行政改革調整会議（第二次大綱骨子案協議）
- 8月6日 第2回行政改革推進本部会議（第二次大綱骨子案協議）
- 8月24日～12月6日 各地域審議会開催（第二次大綱策定に向けた意見集約）
- 8月29日 第4回議会行政改革特別委員会（第二次大綱骨子案説明）
- 7月31日～1月18日 行政改革推進審議会（全体会7回、分科会のべ9回）
- 9月21日 第5回議会行政改革特別委員会（第二次大綱骨子案審議）
- 10月22日 第6回議会行政改革特別委員会（第二次大綱骨子案審議）
- 11月28日 第7回議会行政改革特別委員会（第二次大綱策定経過報告）
- 12月4日～12月14日 団体代表者意見集約（商工会、観光連盟等10団体）

平成25年

- 1月7日 第3回行政改革調整会議（第二次大綱案協議）
- 1月8日 第3回行政改革推進本部会議（第二次大綱案協議）
- 1月8日 第1回議会行政改革特別委員会（第二次大綱基本方針案説明）
- 2月7日 行政改革推進審議会答申
- 2月15日～3月15日 第二次大綱案パブリックコメント
- 2月19日 第2回議会行政改革特別委員会（答申報告）
- 3月19日 議会全員協議会（第二次大綱案説明、協議）

議会行政改革特別委員会	… 市議会に設置された特別委員会（上田謙市委員長、委員9名）
行政改革推進本部会議	… 庁内組織（本部長：日置敏明市長、本部員16名）
行政改革調整会議	… 庁内組織（座長：鈴木俊幸副市長、構成員18名）
行政改革推進リーダー	… 庁内委員 (代表：農林水産部林務課 伊藤雅史、委員38名)

郡企第 70 号

平成24年9月5日

郡上市行政改革推進審議会

会長 福手 保成 様

郡上市長 日置 敏明

第二次郡上市行政改革大綱について（諮問）

本市では平成20年度に行政改革大綱を策定し、その基本理念である「市民が主役の持続可能なまち郡上」をめざして改革に取り組んできました。

しかし、今後人口の減少とともに、合併による地方交付税算定の特例期間の終了により大幅な財源不足が見込まれるため、財政基盤の強化や簡素で機動的な組織体制の構築、職員の定員管理の適正化など、早急に身の丈に合った行財政体制を確立することが求められています。

同時に、多様化する行政需要に迅速かつ弾力的に対応しつつ、限られた資源を有効活用し市民の満足度を向上させる質の高い行政を目指す必要があります。

さらに自治体の自主性と自立性を高め、自らの判断と責任において行政を運営する分権型社会に見合った行政経営を展開するためには、市政への市民の参画の促進と協働によるまちづくりの推進が喫緊の課題となっています。

こうした本市の行財政を取り巻く環境に適切に対応し、行政改革を一層推進するため、平成25年度から平成30年度を計画期間とする「第二次郡上市行政改革大綱」を策定することといたしました。

この大綱の内容について、郡上市行政改革推進審議会条例第2条の規定に基づき審議会の意見を求めます。

17. 答申書

平成25年2月7日

郡上市長 日置敏明 様

郡上市行政改革推進審議会
会長 福手 保成

第二次郡上市行政改革大綱について（答申）

平成24年9月5日付け郡企第70号をもって、郡上市長から諮問のありました第二次郡上市行政改革大綱について、次のとおり答申します。

記

当審議会に諮問された「第二次郡上市行政改革大綱（案）」は、市が平成26年度からの地方交付税の合併算定替による特例措置の段階的縮減を目前にし、平成31年度には普通交付税額が現在より約35億円の減少となる見通しの中で、これまで取り組んできた行政改革を引き継ぎ、更に発展させていくための重要な指針となるものであることから、市民の視点、立場から全体会7回、分科会9回にわたって慎重審議を行いました。

提示のあった第二次行政改革大綱案に示された改革を実現するためには、市民協働を実現することが必須であります。このためには、市が行政改革について市民に対して積極的かつ分かりやすい説明を行うとともに、地域の独自性を尊重しつつ郡上市全体での共同体意識を育てることを大切にしながら市民の意見を採り入れ、市民活動に対し市からも積極的な支援を行い、市民とともに一体的な改革を進めることが必要と考えます。

また、削減のみにとらわれ地域活力を失うことのないよう、若者が市内で働ける環境を創り出し、郡上市における住まいと暮らしと産業が一体化した「なりわい」を実現し、活性化させる取り組みを市として積極的に行うことも重要と考えます。

当審議会においては、こうした観点に立ち第二次郡上市行政改革大綱（案）について慎重に審議した結果、原案は行政における無駄を省くための必要な改革を示すものであり、当審議会において原案を了とするものと決しました。

この他、当審議会の主な意見は次のとおりとなっていますが、各意見の詳細についてまとめた別紙資料も合わせて参考にされることを求めます。

意見

<全体事項>

- ◎ 行政改革の推進には首長の施策の決断が必要であり、市民に道しるべを示して舵取りをしていただきたい。
- ◎ 行政運営の姿勢として無駄を省くことは極めて重要であり、全職員に徹底されたい。
- ◎ 市民自らが危機感を持って困難な局面を乗り越えていくことが必要であり、市民意識の変革を目指した取り組みに力点を置かれたい。

<個別事項>

1 行政組織と定員管理について

(1) 一層の業務改革を進めることにより職員数を削減していく必要がある。

ただし、地域の雇用確保の観点や組織の弱体化を防止する観点から極端な採用抑制は行うべきではない。

(2) 現在の職員の年齢構成は高年齢層に偏っておりバランスを欠いているため、計画的な新規採用や中途採用を行うこと。

(3) 市民から職員へ声が届く仕組みなど開かれた評価制度を目指し、自主性の尊重とモチベーションの向上を主眼においた人材育成プログラムを実現すること。

(4) 振興事務所は住民の接点として、また地域振興の拠点として重要であることから、郡上市全体の共同体意識の醸成に注意しながら、当面維持することに努められたい。ただし、長期的な視点では市の特質にあった組織機構の確立をめざして統廃合、存続など最良の選択肢を検討すべきである。

(5) 限られた職員数で振興事務所の運営を行っていくためには、市民協働を機軸とした運営を目指していくべきである。

2 公の施設等の見直しについて

今後の財政上の制約から、可能な限り施設管理運営費の圧縮を図る必要がある。

そのため、市の人口や財政規模等にふさわしい公共施設の数か、適正な配置かどうか等について検討を行い、廃止、統合、譲渡、用途変更等を進めること。

3 補助金、交付金等の見直しについて

公益上の必要性、効果、活動内容の目的整合性、補助金使途の適切性、団体の自立度（自主財源の確保努力）、交付単価の妥当性の視点から見直しを行うこと。

4 使用料、手数料の見直しについて

現在の利用状況等を踏まえ、公共性や選択性などの視点から公費負担と受益者負担の割合を定めること。なお、新たな料金設定となる場合は、適正な周知期間を確保すること。

5 第三セクターについて

地域の意向や設立の経緯等も踏まえ、市の施策を推進する上での法人の必要性や市の関与の度合いについて検討すべきである。

また、市としても第三セクターが真に自立していくためのサポートやバックアップを行う仕組みを整えること。

6 市民協働の推進について

市民協働の必要性を強く打ち出すとともに、市民協働のイメージの具体化を図りながら、市民の人材登録の仕組みなど新たな市民協働の手法を確立すること。

さらに、これまで行ってきた行政パートナー制度等の成果をPRし、市民協働を一層推進すること。

7 創る改革について

人口減少による地域経済の減退を防ぐために、また、地域経済に占める公共の割合が高い郡上市において雇用の確保を実現するためにも創る改革は必要である。

改革の取り組みにおいては、住まいと暮らしと産業が一体化した「なりわい」の魅力を高めていくことが有益であり、市には人口政策の検討を求めるとともに、創る改革の中で市民活動を支援する仕組みづくりを求める。

以上

18. 郡上市行政改革推進審議会員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	所属・役職等	備考
会長	福手 保成	八幡地域審議会委員 市自治会連合会会長	組織機構分科会
会長代理	昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授	
委員	勝田 美穂	岐阜経済大学経済学部教授	
委員	上村 悟	高鷲地域審議会委員	行政経営分科会
委員	河合 利夫	美並地域審議会委員 市シニアクラブ連合会美並町支部長	行政経営分科会
委員	川嶋 成樹	(有) ミサト工業代表取締役 郡南中学校PTA会長	行政経営分科会 委員長
委員	田代 光敏	税理士 田代光敏税理士事務所	行政経営分科会
委員	田中 栄子	(有) ノバ・ネットワークス代表取締役 NPO法人起業家支援ネット理事	組織機構分科会
委員	西村 妙子	行政相談員	組織機構分科会
委員	尾藤 望	弁護士 尾藤法律事務所	組織機構分科会 委員長

(任期：平成24年7月31日～平成27年7月30日)

19. 郡上市行政改革推進本部名簿（平成24年度）

役 職	氏 名	備 考
本部長	日置 敏明	市 長
副本部長	鈴木 俊幸	副市長
副本部長	青木 修	教育長
本部員	池場 康晴	議会事務局長
本部員	田中 義久	市長公室長
本部員	服部 正光	総務部長
本部員	布田 孝文	健康福祉部長
本部員	野田 秀幸	農林水産部長
本部員	蓑島 由美	商工観光部長
本部員	武藤 五郎	建設部長
本部員	木下 好弘	環境水道部長
本部員	常平 毅	教育次長
本部員	猪島 敦	郡上市民病院事務局長
本部員	日置 良一	国保白鳥病院事務局長
本部員	川島 和美	消防長
本部員	山下 正則	会計管理者

<担 当>

氏 名	所 属 等
丸山 功	市長公室企画課 行政改革担当課長
長尾 実	市長公室企画課 行政改革担当課長補佐兼改革推進係長
山下 修司	市長公室企画課 主査

第二次郡上市行政改革大綱

平成25年3月

市長公室 企画課